

める事項。これは後で親創事項に明確に記
う場合にもこのように規定したいと思つてお
けれども、本土の実例を調べてみると、ほかの業務に
対する執行が、例之は開発公社の設置されて
いるところによりますれば、一般職員が開発公社
の職員を兼務する場合とか、或はほかの機関を
兼職である、例之は東公平委員会職務を兼
務するとか、兼任するとか、固定資産評価委員会
の職員を兼任するとか、このように場合にどこ限
られる場合にこのようにこの職務の専念
義務の特例を設けている訳でございます。
本市においても地方公務員法の趣旨に従いま
して、できるだけ市長の定める場合と同一に職務
の方で明確にしたいと思つております。
以上簡単に説明申し上げて何かございま
したらご質問にお答えしたいと思つております。

議 長
本案に対する質疑を許します。

議 長
本案にかゝりても質疑の時点で継続審
議をしないと思つておりますが、ご異議を承けま
す。

議 長
ご異議を承けずして、左様決定いたします。

議 案

議案第19号 宜野湾市職員団体のための職員
の行務の制限の特例に関する条例についてを議題
とししす。

本案に対する理研者の趣旨説明を述べしす。

総務課長

ご説明申し上げます。本件につきましては、従来
制定根拠法令がございまして、現行は休暇
条例等によって運用してまいりましてござい
ますが、母法であります地方公務員法の第52条に
第6項の規定に基づきまして職員団体のための
職員の行務についての特例を条例化したこと
がどうに考えているかとございす。

職員団体のためにある行務の制限は、職
務専従義務があるというところから原則として当然
であるというふうにございすけれども、ここでは条例
に規定する場合はその範囲内で例外規定を
設けることがどういうふうになっておりますので、
本件につきましては本土の実情に即して団
体交渉をやる場合はその期間中は有給でやり
たい。そのほかの場合につきましては休暇条例
の中ですべて団体の色んなものについては兼給
というふうになっておりますので、給料受けるから職
員団体のためにある行務は次のとおりであるとい
うに考えているとございす。

休日の場合には労働給料は手とらわれないと
ございすけれども、年次有給休暇としての場合はこれ
も、その給料というふうに見方になってございす。

ご説明

その経路のご説明申し上げます。何かご不明な
点のご質問にお答えいたします。それと
ご審議をお願いいたします。

議 答

本案に対する質疑を許します。

議 答

本案にかかわるご質疑の^際階で継続審議と
させていただきますが、ご審議させていただきます。

議 答

ご審議させていただきます。左様決まっております。

議 答

日程の第20、議案第20号、財政状況の作成及
び公表に關する条例の全部を改正する条例に
ついてを議題といたします。

本案に対する理事者の趣旨説明申し上げます。

総務課長

ご説明申し上げます。現行の条例が市町村
自治法の179条の第1項に基づいて条例制定
してございまして、本土の地方自治法を適
用することに伴って根拠法令の整備と
関連でございまして、内容に關しては現行の条
例と殆ど変わりございませんけれども、第2条の
財政事情の公表の時期ですが、これが現行の改

正年度との違ひから公表の時期が変更を要しており
ます。以上を説明申し上げて、何かご不明な
点らご質疑にお答えいたしますと思っております。
よろしくお願ひいたします。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
本案について質疑の時点で継続審議
としてお答えと思っておりますが、ご異議がござらぬか。

議長
ご異議がござらぬので、左様決定いたします。

議長
日程の第21、議案第21号、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例の
全部と改正する条例についてを上程いたします。
本案に対する理事者の趣旨説明もお願ひいた
します。

総務課長
ご説明申し上げます。本件については、去
った市町村自治法の改正に伴い、最近同名
の条例を制定したばかりでございますが、現
行の条例が市町村自治法の第35条の規定に基
いて制定されている関係で、地方自治法の適用を受
けることに伴う条文の整備でございます。今後、現

在の条例ではドルで表示されているものを円に換えてごさうです。その金額にかかるとは、現行の条例を制定する場合も、政府としては360日に換算すれば本土の金額に相当するという前提で規則の制定がなされておりまして、この金額にかかるとは地方自治法の施行令の第121条の2の通りでござります。

内容にかかるとは、現行の条例と全く同様でござりますので、以上説明を終わりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案にかかるとも、質疑の段階で継続審議をしたいと思いますと思っておりますが、ご異議ごさいですか。

議長

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長

日程の第22、議案第22号、市野港本財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の全部を改定する条例についての上程をいたします。
本案に対する理事者の趣旨説明を終わります。

総務課長

本件につきはとも内容については変更はございませぬけれども、本土法の適用に伴う条例の全部改正という形をとりた方が、よろしくお願ひいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきはとも、質疑の段階で、継続審議としておきたいと思ひますが、ご異議をございませぬか。

議長

ご異議ありませぬので、左様決定いたします。

議長

次は日程の第23、議案第3号、議会の議決に付するこの施設廃止又は長期かつ独占的利用に用いる条例の全部を改正する条例についてを日程いたします。

本案に対する理申者の趣旨説明を求めます。

総務課長

本件につきはとも、現在同様の条例が制定してございませぬけれども、本土法の適用に伴うこの条例の全部改正の形でしてある訳でございませぬ。現在教育委員会が市の行政機関

に存分に併せて、学校、幼稚園、共同調理場については挿入してございます。それ以外については現行の条例と何ら変るところはございません。以上ご説明終了して皆様のご質疑にお答えいたしましたと思っております。よろしくお願いいたします。

議長
本案に対する質疑を許します。

議員
本案につきまして、質疑の段階で、継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長
ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長
次、日程第24、議案第24号、道庁考査消防本部及び消防署の設置等に関する条例についてを上程いたします。
本案に対する理事者の説明を求めます。

総務課長
ご説明申し上げます。本件は従来条例事項でなかった事でございまして、市としては議会の議決を元として消防機関の設置という事で一応議決事項としていた事でございまして、本日の消

防組織法の第11条の第1項の基を以て条例
事項に於てあり得るので、条例を制定しなく提
案して可い。又、了らばお願いいたし得る。

議 長
本案に對する質疑を許し得る。

議 長
本案に關しては、質疑の時点で継続審
議としておきたいと思ふが、公衆議の可なり
か。

議 長
公衆議の可なりとす。左様決定いたし得る。

議 長
日程の第25、議案第25号、宜野湾市火災予防
条例に關しての議題といたし得る。
本案に對する理事者の趣旨説明を、お願い
いたし得る。

総務課長
ご説明申し上げます。本件は、消防法に基
きて、火災の予防のため必要なことは関係者に
対し資料の提出を命じ、報告を求めたり、又は消
防職員に於ける仕事場、工場、または公衆の
出入りする場所等に於て、その他火災に關係
する場所等に於て、消防対象物の位置、構
造、設備、又は管理の状況を検査、または質問

それとこれが消防法の第4条の1項で規制されて
ており、その方法に付しては条例で市町
村の方で制定するようになっており、消防
法の第4条の2項の規定に基づいて本条例
を制定するに付しては、上程して
る議に付して、この条例を適用したては火
災の予防と査察に努むるに付しては、
考へておきます。よろしく審議をお願い
します。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
本案に付しても、質疑の段階で継続
審議としておきたいと思つたが、ご異議が
ござらぬか。

議長
ご異議ありと申したので、継続審議と決定
いたします。

議長
日程第26、議案第26号 宜野湾市史編集
委員会条例の全部を改正する条例に付しては上
程いたします。
本案に対する理事者の趣旨説明をお願い
いたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、内容は何ら現行と変りはございませんけれども、条例の制定根拠であり法令の違ひに依りまして、現在は市町村自治法に基づいて条例制定してございますけれども、地方自治法の適用に伴う根拠条文の整備でございます。以上簡単に説明申し上げます。皆様のご質疑にお答えいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては質疑の段階で継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長

休憩いたします。(午前11時53分)
再開いたします。(午前11時53分)

議長

これをもちまして、午前中に終了です。午後には2時再開です。尚、教育委員会から始まります。休憩いたします。(午前11時54分)

議 長

再開いたします。(午後2時11分)

午前に引き続き、午後の本会議を開きます。

議 長

認定第1号 1971年度宜野湾教育区歳入歳出決算認定を議題といたします。

本案に対する理事者の趣旨説明をお願いいたします。

教育委員長

本日は夕方と同様の時間に中部の連合区で連合委員会がございまして、教育長と委員がご出席いたしかつたので、私からご説明いたします。

1971年度の区教育委員会決算がございまして、これは教育委員会法の第2項に基き、次の通常予算審議の議会に認定に付すわけになっています。今日認定をお願いした訳であります。よろしくお願いたします。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午後2時14分)

再開いたします。(午後2時17分)

9 着

最終的に常任委員会にお方に付託するかと
思っております。ただ、お方(周知)は
裁入の面で、不納欠損額はこれで終りにする
かどうか。教育税廃止に伴ってやらも現在、
こちらに提示されておりました。1,266ドルにせよと
いうことは何年度のものをあつかうか、今後もあり
るものであつかう。

会計係

これは今日限りでございませう。全部時効にかか
りまして、これで終りでございませう。

9 着

何年度まであつかうか。教育税が廃止
になった年度。それからあつかうても効果でありませう
以上、54年で時効だと思っております。何年度で
これは終りでございませう。

会計係

税金は54年前であるので、54年前のものとあつ
ておりました。

9 着

これは市から何か通達がございませうか。

会計係

はい、市の方から通知を受けまして、金額不納
欠損額におおむねおつたというところを受けました。

9 着

結局は、これで終りに成ってその後には教育税としての滞納額は無いことであらう。

制度の改正に伴って、教育税は廃止に成り下した。市町村の負担金で賄うように成った訳であらう。それから1,200余の効果は何年度教育税が廃止に成ってしまつたもので、これで全額終りに成ったことが私の質問からである。

会計係

どういふ通知を受けましたので、詳しい資料手元に持っておりませんが、何年度分という説明はしかなさうな訳であります。市からどういふ通知を受けました。これ以後ということにつきましては、或は自動的に納入成るとすれば、これはこれで調べられておりませんが、或は雑入に成り込るのであるかどうか、そこらへんは全部は調べておりません。今年度に入ってから分は、

9 着

いや、効果が時効後は出ても教育行政の雑収入として受け入れる大考元ですが、出ても教育税としての目的は成る訳であらう。時効後はこれは教育費の収入として受けられること、それで私は聞いておらう訳であらう。それで教育税が廃止に成って、これで最後であるかどうか、今後の取扱の問題であらう。

会計係

これは教育税としては受けられませんが、或は教育税については雑入として受け入れておるか
でしょうか。又、入っているかどうかを調査してあり
ますので、この前の監査委員のときに本指捕
を受けまして、お調べに処理おつてりでありま

9 着

歳出面についておつてお聞のしんてあが、
この一番大きな教育費の執行面について、いつ
も気がかりのものがござりますが、どうしてこうなの
13,000円の余りの不用品が出るが、その大部分が
請求書がいつまでお願のしつた。市の教育費
で負担しているものの額は、この中でどのくらい
のか。

会計係

この中で、一般財源で負担あるものは10,398
円でありますが、尚、その中に去った6月で繰越
議決をしていただいた校舎建築費の委託料が、
2,080円でございまして、一般財源の残とい
はれては8,298円でございませう。

9 着

この主たる理由は何とらう目的のものですか。

会計係

主たる理由と申すならば、各款項目ごとに残が
ござりますが、主たるものは、小学校費の中の

給食備入給料、中途交替が有りまして、この残額、それから社会教育費の申請にも800ドル余りの残が有りまして、これは社会教育主事が年度途中で一時不在が有りまして、それから年度途中で新採用発令が有って予算の完全執行してないという理由もござります、それ以外のもは若干各費目からの残が出てという状態に有って居ります。

9 着

今主事二、三系をあげられて居りましてはけれども、時給はさういふ時給でござりますが、その後に予算の補正をされたらどうか、今、不用額が出た主事二、三系をあげられましてはけれども、一応採用上が、執行面も有りましたけれども、その分補正予算もされたらどうか。

会計係

11.9月で殆ど補正が有りました、それから12月に給、残額も殆ど補正が有りました。

9 着

さうで居りますならば不用額が出て二休いはおで居ります、補正の段階でさういふ措置が講じられるならば決算に於いてさういふ不用額が出て二休いはおで居ります。

会計係

・決算は8月31日限りであり、その次は9月

7. 12月に補正されている款でございますが、

9 着
決算は6月です。

会計係
はい、6月でございます。

9 着
おっしゃる、6月までに何回補正されている款ですか。

会計係
6月までに2回でございます。

9 着
その2回の中には、先、ご説明がなされた社会教育の採用の遅れでございますが、これは考慮はなされておる款でございます。

会計係
前2回には入っております。

9 着
もう一回歳入にも取りまかせども、市からの予算配当は何回もっておりますか、総務課長。

会計係
4回です。

総務課長

4回もつておられる。

9 着

何回も出張費も存在されています。

総務課長

1ヶ月に1回ほどおられておられるけれども、大体1半
期2回に分けておられておられるので、大体8日位
分けておられておられる。

9 着

決算年度内に全部お金の負担金はお出してお
りませう。

総務課長

91年度に限りおいて整理期間に入ってからも
おくらが出しておられる。

9 着

これは理由は何ですか。

総務課長

おのへたにこのおは収入税と教育委員会のお務
議におつておられるとお思っておられる。総務課長
としておつておつて説明しておられる。

9 着

去年の決算の場合にも色々お費用がたかおつて

この議会からも指摘を受けておられると思
います。市の負担金の支出行舟を見ました場合に
整理期間に出ています。委員会としてはこれは
執行の段階で決算年度内には執行でまわして
いう前提でそういう折衝をいれたか。教育委
員会が負担するのを会計年度内にとらせた
のか。支出指者である収入役が拒んだのか。ど
うか。そのへんはどうですか。これがもし教育委
員会の前決算におらわれていたような不用額
とも関連することでありましたら、この重要な
問題点ということですね。どんなことがありました。
債務負担行舟は6月で終了款でございます。
これは6月に債務負担行舟があった。支出指者が
提出者にある款でございますけれども、どうして決
算年度内に市が負担する。またもらわぬ理由
がわからぬ款です。

会計係

これはつられては一流委員会としても請求はし
て、収入役の現金の方の事情で少し待ってくれ
といわれたものをいまだに待っていることがどういふ
うになっております。

9 着

この不用額を皆この方が市が負担金とも
らうのかと関係あります。

会計係

不用額とは関係ないと思っております。

9 着

私が申し上げたのは、教育委員会が年度内にどうしても執行したくて請求したんだが、市は拒んだのかどうかということでございます。

会計係

どういう意味ではございません。これは整理期間があと7月、8月まではございまして、決してこれが遅れたために不用に終わったことではございません。

9 着

このことは、教育委員会に対する市の支出負担行為の義務がありましても、教育委員会の執行へは影響はしていないというところであります。

会計係

執行に対しては影響はなし。

9 着

影響してないことは決断の上からなされてる執行不用額とは関係ないというところであります。

会計係

はい。

議長

本案については質疑の段階で継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

にか。

議長

ご異議ごなければ、左様決定いたします。

議長

休憩いたします。(午後2時33分)

再開いたします。(午後2時34分)

議長

日程の第27、議案第27号、宮野清市部課設置条例の全部を改正する条例についても議題といたします。

本案に対する理事者の趣旨説明を依頼いたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本件につきましては、去る12月の定例会に諮問いたしました。機構については原案通りでよろしいというふうな答申を頂戴した上で、それに基づいて現在の部課設置条例を全面的に改正したというふうな考えでおります。現在の条例は部課と、部と課の設置条例に付いておりますけれども、一応建前としておりました補助組織の中、第4段階の部分についての条例化がなされたというところで、部制といたしまして前提で部の設置条例というふうにしてござります。以上簡単にご説明申し上げます。何かお問い合わせに質疑にお答えいたします。よろしくお願

102
いれし方。

議 長

本案に対する質疑を許し可。

議 長

本案に付すれども、質疑の時点で継続審議としておきたいと思ひ可が、ご異議あり可せんか。

議 長

ご異議あり可んか。左様決定いれし可。

議 長

次、日程の28、議案第28号、宜野湾市養護研究七の二特別会計条例の全部を改正する条例についてを上程いれし可。

本案に対する理事者の趣旨説明を求め可。

総務課長

ご説明申し上げます。本件に付すれども、先程丹波が整と可関係で内容においては現行の条例と何ら変りはございません。現行の条例は市町村自治法の第132条の第2項に基づき制定されており可けれども、制定してあり可けれども、制定してあり可けれども、本案例案は地方自治法の第209条の第2項の規定に基づき制定したというふうな考えであり可。よろしくお願いいれし可。

議 長

本案に対する質疑を許す。

議 長

本案に付しても質疑の時点で継続着議としておきたいと思ふが、ご異議ござらぬか。

議 長

ご異議がござらぬので、左様決定いたします。

議 長

日程の29、議案第29号、市野湾市財政調整基金条例の全部を改正する条例について上程いたします。

本案に対する理申者の説明をお願いいたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本件に付しても、現行の条例の内容は全く変更はござりませんけれども、条例の中に示される根拠法令、市町村財政法というものが地方財政法に改められて、そういう点から本条例も全部改正をしなければならぬと考えております。この条例は地方自治法の第141条の規定に基づいて基金設置の条例を制定していると考えておりますけれども、現行の条例は市町村自治法の第199条の17に基づいて制定されておりますので、そういう点から相違から条例の全部改正をしなければならぬというふうに考えてござります。

手前 了解をお願いいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案に付いたとしても質疑の時点で、継続審議としておきたいと思っております。ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、継続審議としておきます。

議長

日程の第30、議案第30号、宜野湾市公有水面埋立事業特別会計条例の全部を改正する条例についての上程をお願いします。

本案に対する理申者の説明をお願いいたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本案に付いたとしても議案第28号同様、内容におきましては現行の条例と変更はございませんけれども、根拠法令の相違によりまして全部改正をしようというふうに考えております。了解をお願いいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案に付しても、質疑の段階で継続審議をしておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議 長

日程の案内、議案の案内、宜野湾市土地の整理等、地区清償金特別会計条例の全部を改正する条例についての上程いたします。

本案に対する理事者の報告説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本件に付しても、現行の条例の内容において、全く変更はございませんけれども、適用根拠法令の相違に付して、本案も根拠法令も一部改正をしたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案に付しても、質疑の時点で継続審議をしておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ありければ、左様決まらば可。

議 長

日程の第2532、議案第32号、宜野湾市特別職の報酬等審議会条例についての上程の件可。

本案に対する理申者の報告説明を求め可。

総務課長

ご説明申し上げます。本案は、新設の条例でございます。従来、特別職の報酬等については、三役はじめ議員の報酬については、職員ベースアップの幅が、類似本町村との均衡等を勘案いたしまして決定してまいりました。ご承知のことですが、本土の例に照らしまして一応附属機関を設置いたしまして報酬等については審議会を設置し、審議会の意見を以て今後決めてまいりたい。そういう意味で本土の例に照らしまして本案を制定したいと考えております。よろしく審議お願いいたします。

議 長

本案に対する質疑を許す可。

議 長

本案については、質疑の段階で継続審議をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ありませんので、左様決定いたしました。

議 長

日程第33、議案第33号、直野湾市振興計画審議会条例についてご説明いたします。

本案に對する理事者の説明をお願いたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本案によりますと、新設の条例でございます。従来、本市の附属機関として、附属機関の設置条例を制定してございまいけれども、地方自治法を適用することに伴って、市の基本構想、基本計画等が義務付けられておりましたので、従来の附属機関を整理統合いたしました。直野湾市の振興計画の審議会、当分の間一本にしまして現在の都市計画審議会、産業経済振興計画審議会、現在3つの審議会がございまいけれども、これを整理統合いたしました。振興計画審議会に改めたことといたしております。

現在、現行の市町村自治法の第138条の4の第3項の規定に基づいて条例制定してございまいけれども、地方自治法の第138条の4の第3項とこの根拠条文の違い、内容によりますと従来の附属機関の性格を改めまして、当分の間総合的に振興計画一本にしていまして、このように考えて進めたいと思っております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

本案に対する質疑を許す方。

議 長

本案に對しては、質疑の時点で継続審議としておきたいと思つた方が、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議がございませんので、継続審議と決定いたします。

議 長

日程の通り、議事第34号 朝鮮半島印鑑条例の全部を改正する条例についての上程を行います。

本案に対する理事者の説明を申し上げます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、現行の印鑑条例の内容については殆ど変更はございませんけれども、本土復帰いたしますと、住民基本台帳法、更に外人登録法が適用されることに伴って、条文の整備をしております。内容については現行のものと変更はございませんので、何かご不明な点やご質疑にお答えいたします。よろしく願います。

議 長

本案に対する質疑を許す。

議 長

本案については、質疑の時点で継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、左様決まらうかと存じます。

議 長

次 日程入第35、議案第35号、1972年度宜野湾市養護研究費の一部特別会計補正予算を上程いたします。

本案に対する理申者の説明を求めます。

財 後

ご説明申し上げます。養護特別会計の第1回目の補正でありまして、ご承知の通り72年度は5月14日以後に供する措置として、打ち切り決算があることによる誤りでございます。そのために会計の期間というものが1.5ヶ月短縮される誤りでございます。それに伴うところの費用の不用の分の整理、人件費等についても、人件費については1ヶ月分を短縮する誤りでございます。事実上は5月の14日というところで残りは昭和47年度の予算にというふうになるかも知れませんが、これは人件費については金額5月分は47年度の予算に計上するということになります。それで、予算上

は、レカレ、11ヶ月分を組むというところについてお話し
あるて、その関連するところの不用の分の整理
これから養護事業は、当初計画におきましては直
接本土に出荷をやるという想定のもとに予算は
編成されておりましたので、その出荷に伴うところの
資材の費用とか、又は通信運搬費とか、相当計
上されておりました。これも現在の出荷の方法は中心
度先液レ、レカレの養護場液レという措置にな
つておりましたので、そういう費用が大部分不用にな
りました。それから緊急の場合、停電等の場合に
水車とそれとこの自家発電を計画してその費
用を計上しておりましたけれども、過去の実績から
見てもそのレカレに配分は非常に薄い額で
おりました。レカレ、全体的なことを先ほど申し
述べたけれども、ご承知のように養護会では今年に
累積赤字が17万ドルもかかっているに
おいて、この償還も優先的に考えなければい
けないというところで、不用不急と申し上げるのは語弊
があるかも知れませんが、そのレカレは控えてお
きたいところと、この分も全額将来にその計
画をたずねたところと、減額を次回まで
おろすか、考え方は以上のようにおりましたが、この
数字は歳入の方からご説明申し上げますが、歳
入におきましては生産物の売上代金が11.315
ドルの補正減でおりましたけれども、そうすると、補
正後の金額が123.335ドルという見積りをしてお
りましたけれども、これは実績の見込ではあり
ません。と申し上げるのは、歳入の方において減額、
不用の分は減額をしておりますけれども、繰越金の7万ドル

という累積赤字は歳出減がで主たる原因でありま
 す。そのうち内訳に予算の収支のバランスをとり
 たいに一般の仕入れの数量におよぶに誤りあり
 して、実際見込み額は現在のところ歳入におよ
 びはば2,650ドルを一般に想定しておりました。
 ところが結果はやはり不足で、歳出の方で今日増額
 した部分かどをいす方が当初予算におよびは換
 算上の購入の予算は2,550ドルに計上してご
 さいせしけれども、今日、これはせうしても今後の
 養蚕事業の運営のために種用をせよとせよと
 して今後の収入の確保をいたすという訳で補
 正をいたして5,450ドル補正をいたして、結局
 8,000ドル種用を購入の資金をもちたいと
 いう訳で補正分を合わせると8,000ドル見込
 しております。で、購入先等については色々打撃が
 何回もなっておりますが、おのこの商社に購入せよ
 うという事はまだ決定はいたしておりません。ただ
 交渉中ではござります、おのこの商社にいつか
 補正をいたしていただくという事、こちらの購入時期
 などが大体4月ごろにござりますという事で一般補正
 して4月に入って種用をせよと入れたと、こちら
 の方を想定しております。単価についてはこれ
 以上に色々あるかとござります、資金、単価
 についてはおのこの商社、確定的な事は申し
 上げられませんが、とにかく8,000ドルの範囲内にお
 いて種用をせよと購入したいという事で提案をいた
 しております。ところが歳出におよびはば2,650分には、種
 用の、種用をせよの購入を5,450ドル補正をいた
 して、今申しあげた歳入を予想した場合に決算見

込めしおしては、収支の方においては7万円の持
越しの赤字についてはある程度累増をおさる
ことはできると、いわれるような償還ありという
ことは不可能でございませうけれども償還でき
としても4,000円~8,000円位の償還に
せう見込で現在もつておる款でございませ
う。以上、簡単にございませうが、補正予算の説明を終
ります。後には質疑にお答えしたいと思います。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案にたいしては、質疑の段階で、継続審
議としておられると思っておりますが、ご異議ございませ
うか。

議 長

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議 長

次は日程の第36、議案第36号、1992年度宮野
湾市水道事業会計補正予算を上程いたします。
本案に対する理事者の報告説明を求めます。

営業課長

1992年度宮野湾市水道事業会計補正予算の
報告説明を行います。

今日の補正予算の日程は、い合わせ5月15日(徳岸

ころにてありまゝにて、打切り決算を行はせしめ
 水作のやせんで、現在の6月30日までの計画も
 5月14日までに一応、本会計年度は終らんとす
 べし。と水作大工作目的であり、又、水道事業の
 場合は去つた7月、8月の断水時にかゝり相当収
 入が落して、しかる3月で補正するやうな今までの
 加算正はありしに付、3月で補正するやうな
 ことにて、今までの収入に於ては補正してはな
 らず、今日、大幅に補正してありす。

最初に収益的収入、これが一着大工作の収
 入減らありす。既決予定額579,201円に
 対して126,149円の減、これは5月の半ば、6月の収
 入が次の年度に繰り延べ、これもありすに付、
 断水時期にかゝり収入減が大工一と見てありす。
 支出の方も532,029円に對し一応98,914円
 の減、合計433,115円、支出の方もこれに併
 せて落してありすに付、この中収益的収入及び
 支出の利益の予想が当初、47,000円見込
 してありしに付、この中諸般の状況にかゝり20,000
 円の見込増の減つてありす。

吃れから資本的収入及び支出、これは今度の収
 入は105,304円、減が75,915円、計84,545円、
 これは、この減は、外に本工入札による差額分の
 ありしに付、支出にかゝりては、支出が既決予定額
 158,989円に對し、6月にかゝりて企業
 債元金で有、これが次年度に繰り延べ、これ
 の減と水道改良費の減、合計して12,750円と
 して146,133円、収入に對し支出の支出に對し
 収入が莫大の分66,000円、このうち本年度損

益都定留保費金、このうち減価償却費
である。この部分が25,050円。そして当年度利益
剰余金処分額16,958円。そして建設改良積立
19,680円を補填するようになっている。
この中、同じ予算の中で、職員給与等7
月15日以降のものは付加されており、5月以降
のものは付加されており、入っております。
以上、ご説明してご質疑にお答えいたします。

議 答
本業に對する質疑を許します。

議 答
本業に對しては、質疑の時点で、継続審議
としてお答えをいたします。ご果議の旨を
いたします。

議 答
ご果議の旨をいたして、左様次第をいたします。

議 答
次、日程第3号、陳情第3号、水道に関する陳情
一紙を第3号として朗読いたします。

議 答
休憩いたします。(午後3時4分)
再開いたします。(午後3時5分)

議 登

本陳情に付ては、建設常任委員会に付記
をいたすことあり。

議 登

以上を以て、本日の日程は全部終了あり
あり。明日は22日、水曜日、午前10時から
再び本会議を開き、大変苦勞あり
あり。

散会 (午後3時6分)